

「民泊新法導入後の状況と諸問題」

～違法民泊は減少するのか～

及び管理組合相互の情報交流会

開催日:平成 30年9月9日(日)

主催: (一社)大阪府マンション管理士会
高槻支部

場 所:高槻現代劇場
高槻市民会館 205号室
大阪府高槻市野見町 2-33

後援: 高槻市

参加費無料・資料代 500 円 (定員 40 名 先着順)

第 1 部 13:30～
14:30

「民泊新法導入後の状況と諸問題」

(講師: マンション管理士 大阪府マンション管理士会所属 炭谷 晃)

民泊宿泊事業法は 2018 年 3 月 15 日から届出登録が始まり、6 月 15 日から施行されました。特区民泊も含めて大阪府の各自治体の民泊に関する取組姿勢と民泊新法導入後の諸問題について考えてみたいと思います。大阪では違法民泊は減少するのでしょうか。

第 2 部 14:40～
15:30

「管理組合相互の情報交流」

(総合司会: マンション管理士 高槻支部所属 山口俊一)

第 1 部の講義に対する質問と、管理組合運営に対する疑問、実施例、良かったこと、困ったこと等の情報交換を致します。



お申し込み・お問合せ

(一社)大阪府マンション管理士会 高槻支部

【事務所連絡先】

〒569-1029 高槻市安岡寺町5丁目34-2

【電話番号】 080-3784-9386

【ファックス】 072-687-1136

【メール】 takatsuki-s@osaka-mankan.com

前回迄に終了したセミナー 第 1 回マンションの防災、避難訓練・第 2 回～第 5 回大規模修繕工事の進め方 (4 回シリーズ)、第 6 回～第 7 回管理組合運営の基礎 (2 回シリーズ)、第 8 回～第 10 回は平成 28 年 3 月に国土交通省から発表されたマンション管理適正化指針・管理規約改正の主なポイントを解説 (3 回シリーズ)、第 11 回地震とマンションの防災対策、第 12 回管理会社から見た管理組合、第 13 回長期修繕計画の見直し及び作成について、第 14 回「理事長の独断的行為に対する対処方法」第 15 回～16 回管理委託契約書の基礎 (2 回シリーズ) 第 17 回改正個人情報保護法の解説

(終了したセミナーについての質問も無料相談会でお受けしています。)

「民泊新法導入後の状況と諸問題」

参加申込み方法

参加費：無料・資料代：500円

定員：40名（先着順）

申込締切：平成30年9月8日（土）

※ 電話、FAX、E-mailにて下記
（一社）大阪府マンション管理士会
高槻支部までお申込みください

TEL: 080-3784-9386

FAX: 072-687-1136

E-mail: takatsuki-s@osaka-mankan.com



過去のセミナー状況は「高槻・島本マンション管理ネットワーク」のブログをご覧ください。

阪急京都線「高槻市駅」から徒歩5分
 阪急梅田から特急で20分 阪急河原町から特急で約20分
 JR京都線「高槻駅」から徒歩12分
 JR大阪から新快速で15分 JR京都から新快速で約15分

第18回（一社）大阪府マンション管理士会高槻支部
 マンション管理セミナーFAX 申込み用紙

FAX: 072-687-1136

※ FAX、E-mailで申込まれる場合は下記を明記してください。

住所	〒	
氏名		
申込者が複数の場合 領収書発行の為全員の フルネームをお願いします		
電話番号	(予約の返答等に使用)	
F A X		
E-mail		
マンション名		
所属	<input type="checkbox"/> 区分所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合役員 <input type="checkbox"/> 専門委員 <input type="checkbox"/> その他	
情報交流会 の希望内容		